

衛生設備ニュース 07

sanitary accommodations news 2025.jul

No.045

- 機器 給水 給湯 排水
- 器具 消火 ガス 環境 他

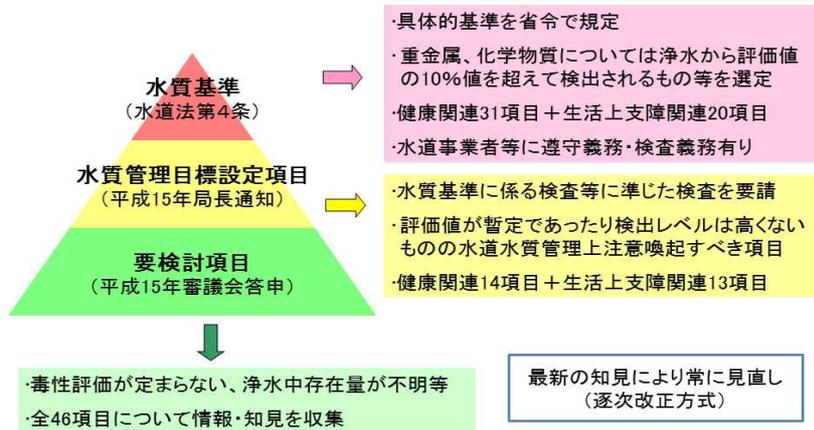
一般社団法人 大阪空気調和衛生工業協会

水道水質基準の改正の経緯について

水道水の水質基準とその改正等について、環境省のホームページより概要をお知らせします。

1. 水道水の水質基準について

水道水の水質基準は水道法第4条に基づく水質基準以外にも、水質管理上留意すべき項目や、毒性評価が定まらない物質等の検討項目の情報・知見の収集に努めています。



2. 最近の改正内容

衛生設備ニュースNo.034以降の改正を記載。

改正時期	改正内容	検討経緯
令和3年4月1日 適用	○水質管理目標設定項目 ・農薬類の対象リスト中、「カルボフラン」、「ベンフラカルブ」の目標値の見直し 詳細は、令和3年3月26日「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正についてを参照	厚生科学審議会生活環境水道部会（令和3年3月17日）において審議された。
令和4年4月1日 適用	○水質管理目標設定項目 ・農薬類の対象リスト中、「ホスチアゼート」の目標値の見直し ・対象リストに「イプフェンカルバゾン」を追加 ・「メチダチオン」について、オキソソンの濃度も合計して算出 詳細は、令和4年3月31日「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正等について（施行通知）」を参照	厚生科学審議会生活環境水道部会（令和3年12月15日）において審議された。
令和6年4月1日 適用	○水質管理目標設定項目 ・農薬類の対象リスト中、「パラコート」の目標値の見直し 詳細は、令和6年3月21日「水質基準に関する省令の制定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正について（施行通知）」を参照	厚生科学審議会生活環境水道部会（令和6年2月20日）において審議された。

水道水の水質基準項目と基準値（51項目）

（令和2年4月1施行）

項目	基準値	項目	基準値
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
大腸菌	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	ブロモホルム	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	塩化物イオン	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	蒸発残留物	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素（TOC）の量)	3mg/L以下
塩素酸	0.6mg/L以下	pH値	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	味	異常でないこと
クロロホルム	0.06mg/L以下	臭気	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	色度	5度以下
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	濁度	2度以下
臭素酸	0.01mg/L以下	(空白)	(空白)

衛生設備ニュース

●編集 技術委員会衛生部会
 ●発行所 (一社)大阪空気調和衛生工業協会 大阪市中央区安土町1丁目7-20 (新トヤマビル3階)
 TEL. 06-6271-0175 FAX. 06-6271-0177
 URL. <http://daikuei.com/>
 E-mail. osakakueikyo@tenor.ocn.ne.jp